

アドバイザー教員規程

(目的)

第1条 この規程は、アドバイザー教員に関する諸事項を定めることにより、学生の学習並びに研究、生活の向上に資することを目的とする。

(アドバイザー教員の業務)

第2条 アドバイザー教員は、担当学生の研究及び生活等の指導・助言にあたる。

(担当学生)

第3条 文学部一回生及び二回生は、年度初めに指定された教員を以てアドバイザー教員とする。

2 文学部三回生及び四回生は、指導教員を以てアドバイザー教員とする。

3 別科生は別科主事を以てアドバイザー教員とする。

4 大学院生は指導教員を以てアドバイザー教員とする。但し、他大学から入学した大学院生で指導教員の決定しない者は、暫定的に副学長がアドバイザー教員となることがある。

(規則の改廃)

第4条 この規程の改廃は、学長が決定する。

(事務取り扱い)

第5条 この規程に関する事務取扱いは、学務課が行う。

附 則

この規程は、平成27年7月15日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

教階補任規程(抜粋)

第2条 教階は、次の各号により当該学校長、自治布教団長及び教学部長が推薦し、管長が補任する。

2 司教 高野山大学及び高野山大学大学院修了者にして、在学中所定の布教単位を修め、その成績優秀な者、補教補任後三箇年以上を経過し研修を怠らない者。

学階補任規程(抜粋)

第3条 学階は本宗教師の中から次の各号により高野山大学学長がこれを推薦し、学階選考会の審議を経て、管長がこれを補任する。

1 補講 高野山大学卒業者の中から特に自他宗学に造詣ある者、又はこれと同等の学

力があると認められた者。

- 2 司講 高野山大学大学院修了後、なお自他宗学の研究を継続している者、又は補講補任後三年以上経過し、なお研究を怠らない者。
- 3 都講 司講補任後五年以上を経過し、なお研究を怠らない者。